

# 総務委員会会議録

平成30年12月18日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 13:44

## 【 案 件 】

1. 議案第 89号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)
2. 議案第104号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第106号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第129号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
5. 議案第130号 平成30年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
6. 議案第131号 平成30年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)
7. 議案第132号 平成30年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
8. 議案第133号 平成30年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
9. 議案第134号 平成30年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
10. 議案第135号 平成30年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
11. 議案第136号 平成30年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
12. 議案第137号 平成30年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
13. 議案第138号 平成30年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
14. 議案第139号 平成30年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
15. 議案第140号 平成30年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)
16. 議案第141号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 菰田・堀池地区活性化基本方針の策定について (都市施設整備推進室)
2. 穎田地区の市外局番変更について (総合政策課)
3. 平成30年7月豪雨による被害状況等について (防災安全課)

---

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第89号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○財政課長

「議案第89号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」の概要についてご説明いたします。補正予算資料の3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、一般会計で11億9398万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を663億8325万7千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載いたしております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、市税では、前期実績をもとに個人市民税、法人市民税及び固定資産税が増額、市たばこ税が減額と見込み、補正額を計上しております。地方交付税における普通交付税につきましては、交付額の確定により4億9805万1千円を増額しております。

なお、臨時財政対策債の3003万9千円の増額を含めた実質的な交付税総額は、5億2809万円の増額となっております。分担金及び負担金では、平成30年7月豪雨災害における各所林地崩壊工事実施における受益者負担金として、県単独補助治山事業分担金を追加しております。4ページから5ページにかけて記載しております国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業費の増減に伴い補正するものでございます。

5ページをお願いいたします。繰入金では、財政調整基金繰入金につきまして、今回の補正予算の財源調整で3億7683万6千円減額するものでございます。減債基金繰入金につきましては、今後も合併特例事業債をはじめとする市債を活用した事業が見込まれますので、近い将来の公債費の増加に備えるため、本年度は取崩しをしないこととし、全額、減額しております。市債につきましては、歳出予算に計上しております対象事業費の増減に合わせ補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。総務費の企画費、地方創生応援税制事業費では、筑豊ハイツテニスコート等整備に活用するため、いわゆる企業版ふるさと納税制度に取り組む経費を追加するものでございます。電算管理費、公衆無線LAN整備事業費では、筑豊ハイツテニスコートでの利用を可能とするため、その経費を追加するものでございます。民生費の社会福祉総務費、つどいの広場管理費では、敷地内の危険なブロック塀の改修のための工事費を追加しております。高齢者福祉費、地域介護・福祉空間整備等事業費では、国の交付金を活用して、スプリンクラー設備等整備および防災改修等にかかる補助金を追加するものでございます。障がい者福祉費、障がい児通所支援事業費、障がい者自立支援給付事業費及び障がい者医療費では、前期の実績に基づいた、給付件数見込の増等により増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。児童措置費、保育士等キャリアアップ研修事業費では、県補助金を活用して、市内私立保育所等の保育士等が研修を受講する際に、代替保育士等を配置する費用の補助金を追加するものでございます。生活保護総務費、その他の生活保護費では、国庫負担金返還金の計上により増額するものでございます。扶助費、生活保護扶助費では、前期の実績に基づき各扶助費を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。商工費の観光費、筑豊ハイツ管理費では、筑豊ハイツ再整備事業に伴う新館解体等の影響で収入減となり、管理運営経費が不足する見込みであるため、その補てんとして筑豊ハイツ指定管理委託料を追加するものでございます。筑豊ハイツ再整備事業費では、2018年度から2020年度までの3カ年事業から2カ年事業の見込みとなりましたので、事業費の年割額を変更するため増額するものでございます。土木費の土木総務費、ブロック塀等撤去促進事業費では、国の交付金および県補助金を活用して、民間の危険なブロック塀の撤去に要する費用の補助金を追加するものでございます。都市計画総務費、リノベーションまちづくり推進事業費では、県補助金を活用して、空き家、空き地を活用したまちづくりや事業の機運を醸成するため、講習会実施の委託料を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。教育費の項：小学校費・学校整備費、目尾・幸袋小中学校統合事業費、及び楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業費では、事業に伴う周辺家屋等への影響に対する補償費を追加するものでございます。なお、この補償費は中学校、児童館及び給食調理室の整備も関連しますので、教育費の項：中学校費・学校整備費、民生費の青少年対策費、学校給食事業特別会計においても追加しております。各小学校整備費及び各中学校整備費では、国の財政支援措置を活用して、学校敷地内にある危険なブロック塀の改修のための工事費を追加しております。小学校費及び中学校費の空調設備整備事業費では、国の財政支援措置を活用して、すべての小中学校に空調設備を整備するため、現在、空調設備が設置されていない小中学校の整備費用を追加するものでございます。公民館費、自治公民館建築補助事業費では、平成30年7月豪雨で被災した2つの自治公民館について、建てかえの可能性があることから、

補助金を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。継続費の補正につきましては、筑豊ハイツ再整備事業の期間が3カ年から2カ年に変更するため、期間と年割額を変更するものでございます。繰越明許費の補正につきましては、児童館建設事業家屋等補償費以下11件について、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。債務負担行為の補正につきましては、頼田支所庁舎借上料、生活困窮者自立相談支援等業務委託料、筑豊ハイツ指定管理委託料の3件について、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。農業振興地域整備計画策定支援委託料は、契約額が確定いたしましたので、限度額を変更するものでございます。

21ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず、市税が増額補正となっております。前期の状況を見ての補正ということでしたけれども、この増額補正に至る要因をどのように見ているのかお尋ねをします。

○税務課長

今回、市民税、法人市民税、あと固定資産税を増額補正で上げております。市民税に関しましては、雇用状況の向上と景気回復により、今まで課税されていなかった方、納税義務者数がふえております。その関係もありまして個人市民税は増額しております。また、法人市民税の関係は、均等割のほう下がっているように見えるんですけども、均等割は4月から8月分で減額となったところがありましたので、それにあわせて減額をしております。ただ、法人税割については増額しておりますので、今回増額の補正で組んでおります。固定資産に関しましては償却資産が好調といいますか、増額しておりますので、その分で計上しております。

○川上委員

固定資産税は好調と言われましたか、もう少しその辺を聞かせてもらっていいですか。

○税務課長

固定資産税のほうは、増額するというのは新しく設備を投資されたということで増額になってくるんですけども、昨年と比較いたしまして、700の事業所が増額で上げております。

○川上委員

その主なものを聞かせてもらっていいですか。

○税務課長

やはり主なものは、大規模太陽光の影響がまだあります。大規模太陽光の関係は新規参入されたところもありますし、今までも太陽光発電設備を持っていたけれども、さらに追加するという事業所もありました。

○川上委員

その大規模太陽光にかかわる影響額はどの程度でしょうか。

○税務課長

100万円以上の分でちょっと確認をしていますが、太陽光に限って言いますと、平成25年の課税分から特例が入ってございましたけれども、その特例、課税標準額を3分の2とする軽減がなくなったことによって税額が100万円以上ふえたところが5つぐらいありました。そこで、金額の合計が――、太陽光だけで出しているわけではないんですけども、100万円以上税額が増額したところが23事業所ありまして、そちらを合わせますと6400万円の増額になっております。

○川上委員

太陽光だけでわかりますか。

○委員長

太陽光の部分だけですぐわかりますか。わからなければ――。

○税務課長

今、太陽光の分だけで計算しておりますけれども、2千万円ぐらいです。

○川上委員

数的に伸びたというのもあるんでしょうけど、課税を3分の2にしておったのを当たり前に3分の3とったことによる影響がほとんどということでしょうか。

それから、次は繰入金についてお尋ねします。財政調整基金繰入金の減額について、もう少し説明してもらえますか。

○財政課長

財政調整基金につきましては、今回の補正予算での財源調整のために調整をしている項目でございまして、今回の一般会計の全体的な予算総額としましては、歳入と歳出を見比べたところ、歳入のほうが多い額となっておりますので、その調整のために財政調整基金を減額しているものでございます。

○川上委員

これはバランスシート的に見ると、主には市税の歳入増の影響がここに集積しているかと思うんですけど、そういうふうに見ることができますか。

○財政課長

市税の影響だけとは言いがたいところはございますけれども、全体的な調整でございまして、市税だけではなく、ほかの歳入の項目の増額にも影響しているものと考えられます。

○川上委員

そのところはまた別の機会でも勉強したいと思うんですけど、その次の減債基金の繰り入れを全部落としていますよね。これは、先ほど少し説明があったんですけど、もう少し詳しく説明してもらっていいですか。

○財政課長

今回の補正予算を編成するに当たりまして、基金繰入金、財政調整基金の繰入金と減債基金の繰入金、こちらを両方合わせまして11億円程度減額をしているようになっております。今回に関しましては、11億円の減額が見込まれましたので、減債基金の繰り入れにつきましては、今回は補正をしないようにしまして、今後の公債費の増額にあわせまして、減債基金の繰入を行っていかうと判断したものでございます。

○川上委員

借金返しがどのくらいふえるか減るかによってこれは左右されたという、あるいはされるという意味合いですかね。

○財政課長

借金返しの公債費といわれるものでございますけれども、この増減に合わせてというよりも、全体の財源調整を見た中で、今回は財政調整基金だけで調整することが可能であると見込みまして、減債基金の繰り入れを減額したものでございます。

○川上委員

11億円くらい繰り入れをやめるんですけど、一方で借金がふえていますよね。借金をふやしますよね。これはどういう事情でしょうか。

○財政課長

事業を行う上で、市債を活用して実施するものでございます。市債につきましては、交付税措置があるものもございまして、後年度の償還、公債費に対しまして交付税措置がございまして

ので、そういった財政支援措置を活用したものとなっております。

○川上委員

さっき税込増のことはちょっと言ったんですけど、全体としては貯金を11億円予定していたのをやめて、そして、借金は8億円ふやすというのがこの予算書の読み取り方ですかね。

○財政課長

市債は、もちろん言われてありますとおり借金ではございますけれども、後年度に借金を返すときの償還費、元利償還金につきまして、普通交付税が措置されることがございますので、単なる借金ではなく、財政支援措置を伴った借金であるというような意味合いと受け取っていただきたいと思えます。

○川上委員

そういうものがあることは、なかったらこんなに借金しないでしょう。ですから、私がこの今、繰入金と市債の関係で言うと、予定していた貯金は11億円やめますよと。一方で、借金は8億円、先ほど言った裏というか、プレミアムがあるんでしょうけど、予定していた借金を上回る借金が8億円ふえましたねということですかね。市長は首をひねっているけど。

○財政課長

この市債につきましては、歳出のほうで計上しております事業費が、今回で言えば空調設備の整備事業費が計上されておまして、その財源として、この市債を借り入れしようとするものでございます。

○川上委員

それは後でわかるようになってきているんだけど、ここで読み取るのはそういうことかと聞いたんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 21

再 開 10 : 21

委員会を再開いたします。

○財政課長

失礼いたしました。先ほども申しましたけれども、市債については、普通交付税措置がされるようなこともありますので、有利な財源として考えております。よって、今回は、単に今ある貯金を取り崩すのではなく、有利な財源を使おうというところで、このような調整をしているところでございます。

○川上委員

市長が正しかったです。私がちょっと勘違いして、変な質問しましたね。いずれにしても、後で聞く学校教室の空調の件でこういう状況が生まれているということを知りたかったわけです。続けていいですか。それから、総務費の電算管理費について補正が出ております。これについては、公衆無線LANの整備事業費増ということになってはいますが、事情をお尋ねします。

○情報政策課長

今回、公衆無線LAN整備委託料を計上いたしました理由といたしましては、筑豊ハイツテニスコートに、毎年5月に飯塚国際車いすテニス大会が開催されること、2020東京パラリンピック事前キャンプが行われること、また、筑豊ハイツが車いすテニス競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設となっていることから、地域再生計画の飯塚国際車いすテニス大会を基軸としたテニスのまちづくりの事業内容に基づきまして、施設の利便性の向上や国内外への情報発信の強化を早急に図ることが必要となったため、今回計上をさせていただいております。

○川上委員

これは委託料ということになっているんですけど、どういう仕掛けになっているんですか、この委託料というのは。どこに委託するんですか。

○情報政策課長

委託先といたしましては、市内業者の一般競争入札により委託業者を決定する方向で考えております。

○川上委員

これは委託なんですか。何を委託するんですか。

○情報政策課長

公衆無線LANの設置と公衆無線LANのネットワークというか、Wi-Fiの関係の設備を委託するものでございます。

○川上委員

設備そのものは業者のものということですか。市のものになるんですか。

○情報政策課長

市のものになります。

○川上委員

今、各所でやっているじゃないですか、公衆無線LAN。それとは、業者はかかわりのある業者になるんですか。それとも全く関係なしに入札するんですか。

○情報政策課長

当然、全く関係なしというか、入札を行いますので全く関係ございません。

○川上委員

児童措置費、68ページとなっていますけど、この減額の説明が、「市内実施施設数2カ所→1カ所、定員7名→6名」となっているんですけど、これについて説明をお願いしていいですか。

○子育て支援課長

病児保育につきまして、市内、昨年まで2カ所で病児保育を実施しておりました。今年度、実施が1カ所に変更いたしまして、1カ所減による執行残になります。この定員につきまして、昨年まで1カ所していた事業所が、定員をふやしていただきまして3名から6名、定員をふやしていただいておりますので、定員については7名から6名と1名の減になっております。

○川上委員

宮嶋ともりたでしょう。それで予算計上しておったと思うんだけど、もりたさんのところができなくなったということですかね。それで、もともと旧飯塚市時代からもりたさんのところをお願いして、合併後ややあって、宮嶋さんのところでもお願いするということになったと思います。病気の子どもを抱えて、保育料の重さもあるんだけど、遠いところまで行くのが難しいというのは明らかなんだけど、今からでも、どうにかならないのかという努力があったんではないかと思うけど、その辺はどうですか。

○子育て支援課長

確かにもりたクリニックさん、今年度から実施しないということで、昨年末からずっとご相談はしてきておりました。どうにか続けていっていただけないかというお話はしてきたんですけども、ちょっともうこれ以上事業を続けるのは難しいということで、回答をいただきましたので、一応、今年度は1カ所ということで、あと市内の市立病院等にも相談行きまして、現在していますけども、なかなか2カ所目というのが見つからないような状況でございます。

○川上委員

非常に残念ということで、今後、要望としては2カ所と言わず、やっぱり病気のお子さん抱えて遠くまで行くのが難しいわけですから、負担が大きいので、ふやせるように努力してもら

いたいなというふうに要望しておきたいと思います。それから、穂波東地区児童館建設事業なんですけれども、本来は穂波東小中一貫校がスタートする、少なくとも小学校がスタートするまでには整備が終わっておればよかったと思うんだけど、今回の増額補正の理由についてお尋ねします。

○教育総務課長

お尋ねの穂波東児童館建設の増額におきましては、家屋補償費でございます。こちらのほうは穂波東小中一貫校のほうで児童館も併設されております。その中で周辺家屋の補償費というのが出てきております。その周辺家屋の補償費に係る経費につきまして、児童館、それから小学校費、中学校費で按分をかけた中での増額となっております。

○川上委員

ですから、この家屋補償費の意味がわからないわけです。

○教育総務課長

家屋補償費の内容でございますけれども、小中一貫校建設におきましては、周辺の家屋の方に工事の影響で家屋に亀裂が入ったり、また家が傾いたりといった被害が生じるおそれがありましたので、工事前に事前調査のほうを行いまして、その事前調査の結果を踏まえて、工事が終わった後に事後調査を行った結果、補償が必要になった部分でございます。

○委員長

課長、そういう説明ではわからんと思う。だから、建設工事に直接かかわった被害じゃなくて、進入路があるでしょう。工事に入る進入路。それに関して被害が出てきた補償費でしょう、これ。だから、そこの説明をせんと工事をしたために被害が出てということの説明だから、建設工事の企業の責任かどっちかということをお尋ねしていると思いますよ。その説明をされたほうがいいと思う。

○教育総務課長

大変申しわけありませんでした。内容としましては、工事におきまして、工事の車両の進入による振動、また、そういう部分での振動に基づいて家屋のほうへ何らかの影響があった。そういう部分に対する補償ということになっております。

○川上委員

委員長が言われたんだけど、小学校の周辺には影響が大きいと思われる隣接家屋がないんですよね。それで、今、通行車両によると言われましたけど、それはどの付近なんですか。

○教育総務課長

今回、穂波東地区のほうで工事進入車両等の影響により補償が必要となった家屋の場所でございますけれども、図面のほうがちょっとありませんのでなかなか説明がしづらいんですけども、穂波東小中一貫校の正門の前の道路を挟んで前の家屋、それから、北側のほうに行きまして、運動場の河川を、農業用水路を挟んで隣にある家屋、そういった部分の家屋に対しての補償となります。

○川上委員

場所は大体地図でわかりましたけど、この家屋補償は市が出すものですか。原因関係はどういうふうに判断しているんですか。

○教育総務課長

公共工事を行うに当たって、特に土木建設工事等の場合は、先ほど申しましたように、車両の進入による震動等の影響が考えられますので、工事の影響なのかどうか、そういうのを含めて事前に、工事が始まる前に家屋で影響がある恐れがある範囲について調査を行いまして、外壁、また外観、また家の中、そういう部分について家の持ち主の方の了解を得た中で調査のほうをさせていただきます。そして、工事が終了しましたら、同じような形で事前調査を行ったご家庭に対してご連絡をして、事後調査のほうをしてほしいという要望がありました家屋に対

して、事前調査に基づき調査を行うような段取りになっております。その中で、事前に撮りました家屋の外観、また家の中、そういった部分を事前に撮った状況と比べて、どういうふうな被害があっているのかというふうなところを確認している状況でございます。なお、この件につきましては工事途中におきましても、本人様のほうから壁紙に亀裂が入った、そういったようなお話も受けて、現地のほうに行っている状況でございます。

○川上委員

正門前のほうはよくわかるんだけど、運動場のほうは川を挟んで向かい側――

○委員長川じゃない、農業用水路。さっき言われたのは。

○川上委員

この新興住宅のほうを言っているわけね。はい、わかりました。

次に、衛生費の82ページ、清掃工場管理運営費の増について書いてあるんだけど、電力使用量最適化業務委託料の増等について事情をお尋ねします。

○環境対策課長補佐

清掃工場関係の経費ということですけど、電力使用量の最適化業務委託料ですが、これにつきましては電力単価の増によりまして、清掃工場、リサイクルプラザ、それからエコ工房、最終処分場と、クリーンセンターの敷地内での事業費で按分して計上させていただいております。

○川上委員

何を按分したんですか。

○環境対策課長補佐

電力使用量がふえましたので、単価がふえておりますので、その分、電力量の増があります。その分を清掃工場内の各事業費で按分して計上しております。

○川上委員

まず、ちょっとあれだけど、按分の話は後で聞きますけど、ごみ処理量は大幅に上がったたり、いろいろしてないのに、どうして電力使用量が伸びるんですか。

○環境対策課長補佐

電力量につきましては、災害ごみの関係とかの分で平成29年度は熊本のごみ等を受け入れておりますけど、28年度と比べまして、ごみ処理量というのはふえております。その分について今回の補正で調整をしておるものでございます。

○川上委員

平成29年度実績で予算を上げておったのでという趣旨ですかね。

○環境対策課長補佐

平成28年度ベースで災害等が起こっておりませんので、予算については28年度ベースで上げておりました。

○川上委員

平成28年度と上げておいて、今回増額というのは何に基づいて増額したんですか。

○環境対策課長補佐

基本的には電力量の増ということになっております。

○川上委員

その電力量の増に何によるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 40

再開 10 : 40

委員会を再開いたします。

○環境対策課長補佐



電気料金が上がったことによる増額になります。すいません。申しわけありません。災害ごみ処理するために電気を使います。その分の電気代がふえたことによる増額でございます。

○川上委員

その災害ごみというのは、今度の西日本豪雨災害のことを言っているんですか。

○環境対策課長補佐

そのとおりでございます。

○川上委員

電気代の単価は上がってないんですね。

○環境対策課長補佐

単価は上がっておりません。

○川上委員

そうしたら、この中で電力使用量最適化業務委託料というのは、なぜ745万7千円アップするんですか。

○環境対策課長補佐

この電力委託料というのは、もともと清掃工場で、電気代として払っていたものを、今工場を委託しております業者のほうと一緒に電気代も含めたところで委託しております。発電機の容量等を十分に使うために、28年度から始めておりますけど、売電がそれまでできなかったのを売電をするようにして、電力量を少なくする。それからタービンの発電量を最適化するというところで委託しております。今回については、電気をいっぱい使いましたので、その分増額になっているというところでございます。

○川上委員

そうすると、請負金額制ではあるんでしょうけど、従量制なんですね。電気を使えば使うほど、余計に使えば使うほど、業務委託料もふえるという契約方式なんですね。

○環境対策課長補佐

そのとおりです。

○川上委員

きょう、すぐ答弁できるかどうかわかりませんが、この電力使用量最適化業務、これによるプラスマイナスのバランスシートは、決算があるか。今示すことができますか。

○環境対策課長補佐

28年度にはじめております、この委託を。そのときの資料しかちょっと手持ちがございませんけど、28年度と27年度を比べたときに、全体として760万円ほどの効果が出るということで、この委託を始めております。

○川上委員

その辺のことがよくわからないんですよ。それでまた別の機会に聞かせてもらいたいと思います。

それから次は、商工費の中の観光費、94ページ、筑豊ハイツ整備事業費について、6860万円増額が出ておりますけど、この事情を少し聞かせてください。

○都市施設整備推進室主幹

当事業につきましては、3年度間の事業で実施するようになっておりました。今年度、来年度、再来年、その事業につきましては、筑豊ハイツの再整備のプロポーザルで企画提案を募った中で、事業者のほうから2カ年で事業を完了させるということで提案がございましたので、2020年度までの3年間で、2020年度の予算、事業費を前倒しで、30年度、それから31年度に割り振るものでございます。

○川上委員

それはどういう理由で市は認めたわけですか。

○都市施設整備推進室主幹

まず市のほうでの募集につきましては、2020年パラリンピックのキャンプまでに事業を完了させたいという思いでの募集提案をしましたところ、事業者のほうからは、その前になります平成31年度いっぱいでの事業を完了したい。そうすると、飯塚国際車いすテニス大会の平成31年度に関しても、整備後の施設で対応ができるというようなこともありまして、2カ年事業をお受けしているものでございます。

○川上委員

もともと市は、8月のパラリンピックまでにというふうな考え方だったんでしょう。それが業者が5月の車いすテニス大会に間に合うようにしたいということで、3カ年計画を2カ年に組み替える、そのための補正ということですか。

○都市施設整備推進室主幹

我々のほうとしましても、できるだけ早いほうがよいというのは、当初からございました。ただし、プロポーザルを実施するに当たって、設計や工事期間等を検討する中では、平成31年度の車いすテニス大会の前までは難しいだろうと思っておりましてけれども、提案の中で、早く整備ができると——失礼しました。2020年度までかかるだろうと思っておりましてけれども、事業者からの提案では、2カ年での対応が可能であるということの提案がございましたので、市のほうとしてもできるだけ早く整備していただければ、新しく再整備されました施設を有効活用できるというところから提案をお受けしているものでございます。

○川上委員

多分、提案者の民間事業者にとってはそちらのほうの方が有利でしょうね。早くオープンすれば、それだけで有利になってくるでしょう。だけど、市はパラリンピックまでにということで提案を受け付けたわけでしょう。複数の事業者からの提案がありました。そのときに、できるだけ早くということにはなっているけども、車いすテニス大会とか、別にいってないわけでしょう。今言わんとするところは、公平性に欠けたのではないかとということをお心配しているわけです。それについては、そういうことはないですか。

○都市施設整備推進室主幹

募集に際しましては、公募をしておりますので、公平性に欠けているという認識はございません。

○川上委員

認識はないんですよ。だから、今考えてみれば、そのときに、3カ年でできるだけ早くというのにはなっているんだけど、2カ年でいきますということになってくれば、市は融通を利かせますよということになったわけでしょう。増額補正とかするわけだから。言うことを聞きますよということなんですよ。そうすると、あなたが今言われた公平性があったと言っている、応募の段階では想定できなかったことが今、当選した事業者に有利な方向に変わろうとしているわけでしょう。それから言えば、公平性に欠けるのではないのかということをお聞いたわけです。

○都市施設整備推進室長

筑豊ハイツの再整備につきましては、募集要項で5月までという計画で募集をいたしております。その中で、業者のほうから2年間で事業ができるという提案があつているところでございます。これは2020年4月の車いすテニス大会に何とか間に合わせたいということで、これは特別委員会でも報告させていただいておりますが、DBOという方式で民間提案型で設計から施工管理まで一元的にやると。運用は今回は、竣工にはちょっと工期的には関係ない部分はありますけども、設計と施工を民間のノウハウでやっていくという、ここが大きなDBOの方式でやっておりますので、十分この2カ年で対応できるというふうに判断しているところでございます。

○川上委員

対応できると思うから7000万弱の補正を出してくるんでしょう。そのことを聞いてないでしょう。公募の段階では、この期間にですよとなっているのに、当選してしまったら、それが業者の申し出によりと言われたでしょう。市長、そういう説明だったんですよ。業者の申し出により、それは業者にとっても有利なことです。ですから、公平性にかけるんじゃないかというふうに聞いたわけですよ。

○都市施設整備推進室長

業者からの提案でございます。この提案につきましては、選定委員会の中で十分工期関係も審議されているところでございますので、公平性は担保されているというふうに考えているところでございます。

○川上委員

そのあとのことを言っているんですよ。そのときは公平だとあなた方は主張するでしょう。その後の扱いは特別扱いではないのかと。それをもしほかの業者が知っておれば、最初から当選者でない業者が、公募の段階で知っておれば少し話は違って来たんじゃないかと。当選人がこうしてもらいたいと言え、市にとっても有利なことかもしれませんよ。でも、いとも簡単にこれほどの、3カ年を2カ年にするわけですから、大きいですよ。これほどの変更をあっさりやるというのが、公平性にかけるのではないかということはずっと言っているわけです。自覚がないということを確認しておきましょう。

次に、土木費、都市計画総務費、リノベーションまちづくり推進事業費の42万7千円の推進事業委託料なんですけども、これは、どういう内容なんですか。どういう事業を委託するのか、お尋ねします。

○都市計画課長補佐

中心市街地の空洞化やスポンジ化を防ぐために不動産業者や宅建業者、土地の地権者等の勉強会をして、中心市街地の勉強を図るものです。

○川上委員

これは委託料となっているので、どこに委託するんですか。

○都市計画課長補佐

まちづくり専門の業者に委託するものです。

○川上委員

まちづくり専門の委託業者、どこかわからないですね。42万7千円の委託料なんですよ。決まっているでしょう。答弁できないですか。

○都市計画課長補佐

委託コンサル業者に委託します。

○川上委員

答弁できないんですか。その業者が名前。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 56

再開 10 : 57

委員会を再開いたします。

○都市計画課長補佐

委託設計を作成して発注して、業者を選定いたします。

○川上委員

これは随契で行くんでしょう。

○都市計画課長補佐

随契ではなく、委託発注して業者を選定いたします。

○川上委員

42万7千円ですよ。入札するんですか。

○都市計画課長補佐

入札して業者を選定いたします。

○川上委員

どこを対象に公募をかけるんですか。

○委員長

川上委員、入札前だから、あんまりそこまで掘り下げて聞かれるとどうかと思いますので。

○川上委員

入札するということは確認しておきましょう。それで、この事業はその後どういう展開になっていくんですか。勉強会をするわけでしょう。勉強会をしてその後どういう展開になるんですか。

○都市計画課長補佐

その後、来年度以降も勉強会をしまして、人材の育成、人材の発掘、その中でまちづくりの発展に寄与することを考えております。

○川上委員

これは、何か新たな事業の導火線になっていくわけじゃないんですか。どこを対象にしたまちづくりの検討なんですか。

○都市計画課長補佐

最終的には、土地の地権者、事業を展開したい方、そういった方が自主的にリノベーション事業を展開して、まちづくりに寄与するものと考えております。

○川上委員

リノベーションというのは大改造のことでしょう。建て直しと余り変わらぬぐらいの大改造ですよ。まちづくりのリノベーションというわけですから、一定規模のエリアを想定せざるを得ないでしょう。それは、この勉強会の中で、このエリア、このエリアとかいうことを決めていくわけですか。それとも市がそういうエリアですということを提示して勉強してもらうわけですか。

○都市計画課長補佐

エリアにつきましては、勉強会の中でエリアを設定していき、一定規模のエリアとかいうのは今のところ考えておりません。

○川上委員

その勉強会の人達は、どういう方たちがその勉強会に参加するんですか。私も参加したいと言えば、そういうふうに参加できるんですか。

○都市計画課長補佐

今のところ不動産業者、地権者、事業を展開したいと思っている方、学生の方、あらゆる分野から人材のほうを公募していきたいと考えております。

○川上委員

これは、委託しないとできないですか。市が直接、都市計画課がというのであれば、都市計画課が、そういう方たちの協力得て、やることはできないですかね。

○都市計画課長補佐

やはり、まちづくりには、そういったノウハウがいますので、実際、北九州市さんとかの事例もありますし、専門的なノウハウを持った委託業者、そういったところに委託して、まちづくりを進めていきたいと考えております。

○川上委員

そうしたら、この勉強会に飯塚市はどうかかわりを持ってくんですか。

○都市計画課長補佐

飯塚市といたしましては、まちづくりの、そういった民間事業者の事業展開したい方とか、土地を持っている方、不動産業者のマッチングの支援的なものを手助けと言いうぐらいの感覚で考えております。

○川上委員

そうすると、このリノベーションまちづくりというのは民間の皆さんの、自分たちはこのエリアと考えるところのことを言っているわけですね。市はそのことについては、菰田地域とか、そういうエリアの設定はしていないということなんですか。

○都市計画課長補佐

エリアの設定は今のところは考えておりません。

○川上委員

今のところというのはどういう意味ですか。これから考えるという意味ですか。きちんと聞いているわけですよ。ある段階で市が関与して、ここを対象に検討してくれと、菰田とか、そういうことをいうときが来るということを今おっしゃっているんですか。今のところはどういいますか。

○都市計画課長補佐

今のところと言いますか、勉強会の中でエリアが決まってくるものと考えております。

○川上委員

私が最初にいったエリアのことは、飯塚市がどこかということを考えるかということを知りたいんです。そうしたら今のところは考えてないというから、いつかは考える時期が来るんですねというふうに、飯塚市のことを言ったんです。飯塚市は1人のメンバーとしてその勉強会に参加して指導することがあるんですか。そんなことはないんでしょう。もう委託してしまうんだから。だから飯塚市として、エリアはこの方向ということがあるかと聞いたら、くどいけど、今のところはないというから、じゃあいつあるのかと聞くわけですよ。ないならないでいいし、あるならあるといえば、どうですか。

○都市計画課長補佐

エリアの設定はうちのほうから設定はいたしません。その勉強会の中でエリアの区域は決まってくるものと考えております。

○川上委員

次は街路事業費の100ページですけど、新飯塚潤野線整備事業費の減について、この1500万について、お尋ねします。どういう事情でしょうか。

○都市計画課長補佐

平成30年度の予定でありました物件、営業補償等の補助事業が国の社会資本整備交付金の影響で、31年度から実施することになったため、差額を減額補正するものです。

○川上委員

営業補償と言われましたか。具体的にどういうことですか。

○都市計画課長補佐

道路にかかる家屋、建物等の、そこで営業されている方の営業補償であります。

○川上委員

それは、どのあたりですか。

○都市計画課長補佐

飯塚郵便局の飯塚緑道側付近をいまのところ想定しております。

○川上委員

戸数とか面積とか、具体的な数字が答弁できますか。

○都市計画課長補佐

今のところ、戸数とかいうのはちょっと明確に算出しておりません。

○川上委員

数字がないのに1500万円という数字だけはあるんですか。どうしてそういうことになるんですかね。

○都市計画課長補佐

委託の中で、ある程度精査した中で、戸数は算出したいと考えております。

○委員長

質問に対しての答えにはなっていませんよ。どういう計算のもとで算出したんですかという、質問者の質問です。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 08

再開 11 : 18

委員会を再開いたします。

○都市計画課長補佐

東町西交差点から一般国道211号昭和通りまでの193メートルが未整備であったため、その区間を対象としての補償になっております。その分が交付金事業で全部が対象とならなかったために、次年度に先送りするものです。

○川上委員

営業補償の規模だとか、対象数とか面積とか、これは関係なしですよということですね。

それから次は、県道鯉田中線整備事業費の減について、もう少し聞かせてもらっていいですか。

○土木建設課長

県道鯉田中線整備事業につきましては、こちらのほうは幸袋、宮若市のほうから来ます鯉田中線という都市計画道路名になります。幸袋側から川島、200号バイパスにかけまして1070メートルが福岡県によりまして整備を行っているところです。道路整備に関しまして、飯塚市から工事負担金として計上させていただいております。今回の減額補正につきましては、県事業であります。社会資本総合整備交付金、国の補助金を受けております。その内示額、そして県の最終的な30年度の事業費が確定いたしまして、それに伴う最終的な事業費の減、それにあわせて負担金が減額となったものでございます。

○川上委員

そうしたら、この整備事業の県としての総額が幾らで、本市の負担金の見通しが最終的にどのぐらいになるのか、わかれば答弁してください。

○土木建設課長

まだ正式には確定しておりませんが、概算でいきますと、総事業としては129億円、市の負担額といたしましては、26億円ほどになるかと試算しております。

○川上委員

この事業によって、降った雨が水害につながらないようにをよく検討しておく必要があるかと思えます。

それから次は、公園施設長寿命化事業費について、ちょっと大きい減額ですけども、もう少しこの事情を聞かせてもらっていいですか。

○都市計画課長補佐

社会資本整備総合交付金の交付率の低下により、本事業に対する交付金の内示がなかったため、工事費の全額を減額するものです。

○川上委員

影響を受ける公園施設名がわかりますか。

○都市計画課長補佐

大将陣公園や勝盛公園であります。

○川上委員

その二つですか。

○都市計画課長補佐

各所街区公園であります。

○川上委員

それは何カ所ぐらいありますか。名前も教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 23

再開 11 : 23

委員会を再開いたします。

○都市計画課長補佐

中公園、横田公園、上三緒第1公園、東ヶ丘公園、中田公園、花瀬公園、秋松西公園、平恒古野公園、栄町公園、有安緑地公園、仁保公園、笠木ダム公園、桜ヶ丘コミュニティパークとなっております。

○川上委員

市民に潤いを与える公園で、身近で、しかも安全の確保とかも課題になっておったと思うところが、国の政策的なことによって、お金が来なくなったというのは非常に残念です。別の機会に国にはきちんと要求できるようにルートを開く必要があるとなります。

それから次は教育費、小学校学校整備費、統合大規模改造事業費について、大分小学校と若菜小学校で、それぞれかなりの減額補正が出ていますけども、事情をお尋ねします。

○教育総務課長

前後しますけれども、まず1点若菜小学校につきましては、こちらのほうは執行残ということになります。それから大分小学校につきましてはですけども、こちらのほうは当初管理棟とランチルームを含んだところでの整備のほうを予定しておりました。しかしながら、交付金の上限額というのがございまして、その関係でランチルームのほうを今回の工事から外して、面積的には、次年度工事と面積が平準化になるような形をとったもので今回、1億3600万ほど残が出ている状況でございます。

○川上委員

若菜小学校はわかりました。大分小学校のほうのランチルームは、大規模改造する理由は何だったんですか。

○教育総務課長

老朽化が原因ということでございます。

○川上委員

耐震というのは、あそこは二十五、六年前でしょうから、建設が。耐震そのものは確保されているんですね。確認していますか。

○教育総務課長

耐震化については行われております。

○川上委員

そうすると、ランチルームはおくても地震との関係で言えば、安全は確保されるということには、新耐震基準はクリアしているということですよ。老朽化していると。そういうことですか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、別に提出をいただいている工事説明書、概要説明を見ると、この若菜小学校、大分小学校も、教室の空調の件です。については、9月一杯まで工事はかかるでしょうとなっているんですよ。これは、早く終われば終わったで、もちろんいいんだけど、その見通しはどうか、時期的には。

○教育総務課長

ご質問のとおり、若菜小学校と大分小学校については、今回提出させていただいている工事概要書のほうでは、9月一杯までの工期ということで提出のほうをさせていただいております。しかしながら、今年度、エアコンの整備工事を行いました飯塚第一中学校、幸袋小中一貫校、穂波西中学校、そういった部分につきましては、同じような工期設定で、9月一杯までの工期設定としておりましたが、関係業者の努力、そういったもので、8月下旬にはついております。2学期が始まる前にはついておりますので、若菜小学校、大分小学校につきましても同じような形で、できるだけ早くつけるような形で取り組んでいきたいというふうに考えています。

○川上委員

昨年7月2日、菰田小学校から教育委員会に、8月なって届いた月例レポートによると、最高気温が、教室で39度というのがありましたね。それで、因果関係は難しいんだけど、9月の初めになって、先生が倒れてしまうという事態が、菰田小学校と言いましたか、菰田小学校で発生しています。頑張れば8月末ということなんだけど、大規模改造工事との関係で、技術的に6月末までには、技術的な意味合いでつけられないというようなことがありますか。

○教育総務課長

関係課のほうと、大規模改造工事と並行しての空調設備設置についても協議のほうを行わせていただきました。その中で、今質問委員が言われるような形で、6月一杯までというのはなかなか難しいということで聞いております。

○川上委員

その「なかなか難しい」の中身なんですよ。工事の段取りとの関係で、順番との関係でできないというのは、技術的なことなのか、それとも別の要因なのかをお尋ねしたいんです。

○教育総務課長

大規模改造工事におきまして、外壁の塗装、修理、そういったものも含まれると。そうしましたところ、外壁の関係でいけば、エアコンの室外機の取り回し、また、内装でいきますと天井の剥ぎ取りなどがございますので、そういう技術的な面から難しいということで聞いております。

○川上委員

そこで、聞いているのはいいんだけど、どうにかならないのかという角度で、大分小学校、若菜小学校をあたったことがあるのか。今のお話だと、聞いておりますということなので、子どもたちに昨年のような、あるいはそれを上回るかもしれないような、酷暑の中、安全に学校に行かせる自信ないでしょう。夏休みを早めないのであれば、クーラーを確保するというところで、国だって822億円でしょう。夏までにやろうということを行っている中で、大分小学校と若菜小学校は難しいと聞いているので無理ですよというわけにはいかないのではないかと思います。どうにかできないんですか。

○教育総務課長

質問委員言われますとおりでございますので、教育委員会のほうとしましては、これから工事が予定される各学校に対しまして、平日であっても教室が空けられる日、これは若菜小学校も大分小学校も含めてですけれども、調査のほうをさせていただきました。1学級単位から全



学年に及ぶまで、終日工事ができる日、また、学年単位で半日工事ができる日、そういったものについても確認をさせていただいて、多目的に教室の利用をするなど、学級丸ごと移動して、学業に支障がないような形で、終日工事が行える日というのを、今調査をしたところでございます。そういったところを含めて、なるべく工事のほうを短縮、これは大規模工事でもですけども、短縮していくような形での取り組みは行っているところでございます。

○川上委員

きょうは嘉麻市議会の最終日です。嘉麻の予算を見られていますか、学校の空調関係の。公共スペースの教室以外のところにも新たに予算を組んで頑張りますという予算が組んであるんです。それで、さっきのランチルームのこともないことはないんですけど、ポイントはあの暑い時期に、必ず子どもたちに安全な、少なくともクーラーが効いている部屋で過ごさせる、授業を受けさせる、食事をさせると、してもらおうということだと思っんです。9月議会で、必ず6月までに全校、教室に設置する必要があるというふうに言ったのに対して、倉智部長が、できるだけ早くしたいというふうに言われたんですけど、これは必ずやってもらいたいというふうに思っんです。なぜかと言うと、パソコン教室での授業とか、その他の教室での事業というのは、やっぱり教室でやる。教室は全部、子どもたちのための空間になっていますから、違うところで授業をするのとまた違うというふうにも先生たちから聞きました。ぜひとも6月末までにということ、できるだけ頑張るのではなくて、絶対頑張るぞという立場に立てば、知恵も出てくるでしょう。そこのところをお互いに覚悟したほうがいいんじゃないかなと思っんです。せっかくの予算計上をしているのに。ここのところどうですか。

○委員長

川上委員、同じことの繰り返しだし、今川上委員が言われている6月までにやりますという返事をいただきたいということだけれど、片一方は、9月という努力はしますということと言われているんだから、ある程度のところで、その辺りでご了承いただけるようにしていただかないと、いつまでたってもこのやりとりだけで終わります。

○教育長

今、いろいろと出てきましたし、教育総務課長のほうからも答弁をいたしました。委員会としましては、言われるとおりのなるべく早い、とにかく子どもたちに負担をかけないような形で、エアコン設置をしたいというふうには思っているんです。それで、学校に工事ですね、要するに、今までは休業期間だとか連休だとか、そういったときにしかなかなか工事ができなかったというのもありますから、今、教育総務課長がさっき申しましたように、平日であってもできるような仕組みといいますか、そういうものを工夫したいと。そして、少しでも早くエアコン設置をしたいというふうには、委員会としては考えていますし、そうしたいというふうには自分自身も考えているところでございます。

○川上委員

この学校のこの教室に、1日の3分の1、最も暑いときで言えば、ほぼその時間帯に過ごしている子どもたち、先生たち、教職員のことも考えれば、難しいと聞いていますとか、そういうことでいいのかということだと思っんです。だから、具体的に、この学校のこの教室について責任を負うと。今のままだったらちょっと、予算書で言うと112ページ、115ページにかかっていきますけど、12億7千万円の予算を組んでいるわけでしょう。繰り返していきんですけど、予算を組んでいたんですけどねと。間に合わなかったと。子どもは倒れて行きました。先生も倒れましたということは許されないの、具体的に、リアルに、この教室ということ言ってもらいたい。今のままだと、来年の一番暑い時期に何千人という子どもたちと先生たちが、そこにおらせられるんです。労働環境衛生法とか、先生にかかわっていくんだけど、それにも違反しているし、教師の適正室温の基準にもはるかに違反するわけではないですか。だから、何千人もの先生と子どもたちを、そういう常態に置くわけにはいかないということで、

覚悟を定めて、一つ一つ、教室、学校、対策を打っていく必要があるだろうと思います。お互い決意を固めて、この仕事はいきましょう。ちょっと呼びかけて、このことについて終わります。

次に、公民館費、119ページ、自治公民館建設補助事業費について、4065万円増額補正が出ています。事情をお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

自治公民館の補助金でございます。今回、7月豪雨で被災されました上勢田自治公民館、及び柳橋自治公民館におきまして、通常の自治公民館建築費補助金の分でいきますと100分の45、事業費の100分の45でございますが、今回、自然災害における自治公民館の建築補助金交付要綱の特例を定める要綱を10月30日に告示いたしまして、通常の100分の100の補助率を、改修におきましては100分の75、建てかえにおきましては100分の100という形で整備をいたしまして、先ほど申されました金額を計上させていただいております。

○川上委員

非常に重要な予算計上になっていると思います。これについては、特例的な要綱があろうと思いますけど、10月30日に要綱が定められています。それで、この要綱の内容と意義についてお尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長

質問委員言われますように、特例要綱の趣旨につきましては、自然災害により被災した自治公民館等の復旧を緊急的に支援するため、特例を定めまして整備を行っております。また、この自治公民館の補助要件でございますが、この要綱の補助要件でございますが、自然災害により自治公民館の補助率につきましては別表を定めまして、全壊、それから大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水と、別表を設けまして該当要件とさせていただいております。また、要件としましては、自治公民館を新築する場合などでは、できるだけ被災のおそれの少ない場所へ移転を行うもの、また、公道につきましても、被災のおそれが少ない公道を整備するという形で市長が認めるものとして整備をいたしております。特例要綱につきましては、100分の100と先ほどお答えさせていただきました。先進地等いろいろお調べさせていただきました。熊本地震の際には、熊本県のほうで補助率4分の3、それから東日本大震災におきましては、補助率10分の9、1千万円が上限と。それから、鬼怒川氾濫の常総市におきましては、補助率3分の2で300万円が上限と。また、九州北部豪雨におきまして、朝倉市におきましては、100分の95、1千万円が上限という形で、先進地を調べ中で、今回、7月豪雨におきまして2地区の自治公民館が甚大な被災を受けましたので、この特例要綱を整備したところでございます。

○川上委員

わかりました。事実上、最も頼りになる避難所機能を持つのが自治公民館、地域の公民館だと思うんです。それについて言えば、建て方によってその機能が発揮できるかどうかということもあろうと思います。地元の努力とともに、助成をする本市としても、まちづくり、地域づくりの拠点としての公民館というのもありますけど、事実上の頼りになる避難所機能が果たせるように、的確に見守りながら、成功できるようにする必要があるだろうと思います。

次に、債務負担行為の追加で、颯田支所庁舎借上料が計上されています。これについて、どういう内容かお尋ねします。

○颯田支所市民窓口課長

今回の颯田支所の移転建てかえについて、ご説明を申し上げます。颯田支所庁舎につきましては、昭和55年に建設されました旧耐震基準の建物でございます。そしてまた築37年が経過をしていることから、老朽化が著しく、公共施設のあり方に関する第3次実施計画におきま

しても、移転という方向性が示されているところでもございました。そんな中、平成30年7月豪雨により、支所1階部分に大きな浸水被害を受け、災害対策拠点施設としての機能に支障を来たしたところでもございます。また、支所機能につきましても、浸水被害後は2階へと執務室を移しまして業務を行っているという状況でございますが、エレベーター設備がないということから、市民の方々に大きな不便をおかけしているというふうな現状でもございます。そういうことで今回、新たな移転先といたしまして、移転をして、建設を行うということで決定をさせていただきました。

○川上委員

趣旨は重要だと思います。それで、その借上料というのは、なぜ借上料になるんですか。

○穎田支所市民窓口課長

今回、債務負担行為ということで予算計上をさせていただいております。まず今回、リース契約ということで、飯塚市としては初めての方式をとるわけでございますが、これには大きな理由がございまして、一般質問のほうでも総務部長のほうで答弁をいたしましたように、まず早期に整備に図るということを最優先に考えました。そういうことで、設計、施工、施工管理、完成後の維持管理修繕を一括して発注できること。そしてまた、支所建設には、該当する補助金がございません。起債の活用もできないということから、財政負担を考慮しまして、10年間のリース契約によるリース方式ということで、今回提案をさせていただいております。

○川上委員

10年たつと、この施設はどういうことなるんですか。

○穎田支所市民窓口課長

このリース契約でございますが、通常のリース契約でございましたら、10年間リース契約が終わりましたら、無償譲渡ということになっております。

○川上委員

無償譲渡の前に、何か言われたでしょう。通常だったらとか言われたでしょう。どういうことですか。

○穎田支所市民窓口課長

10年後に無償譲渡を行います。

○川上委員

それは、リース料の市負担分と、それから市が建設した場合の費用比較だとか、それはどういふふうになっていますか。

○穎田支所市民窓口課長

飯塚市のほうの、建築のほうに自前での設計をお願いいたしました。そこでの建設費用と今回リース費用を比較いたしまして、リース費用のほうが安くあがるということで試算をさせてもらっています。

○川上委員

そういう答弁は期待しておりませんでした。数字を言っていたかと思いましたが。

○穎田支所市民窓口課長

数字と言いますと、建築の試算した費用ということでございますか。

(発言するものあり)

建築課の試算でございましたら、約1億8400万円ほどで設計が上がってきています。それと、今回のリースでございまして、申しわけございません、ここの今の金額につきましては、債務負担行為のほうで記載をしております。ここで私が申し上げますと、今後、公募型プロポーザルのほうの金額設定のほうにかかわってきますので、もしもや業者のほうでこれを聞かれていたら、金額がわかってしまいますので、その部分は控えておきたいというふうに思っています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 49

再開 11 : 50

委員会を再開いたします。

○穎田支所市民窓口課長

一応、リースでの予定額といたしましては1億4300万円を予定しています。

○川上委員

予定の中で、何か特記事項みたいなことがあると思うんだけど。のっぴきならないことが起こったときは市が責任を負うというようなことですか。やっぱり相手のものだから、相手が責任を負うんですか。

○穎田支所市民窓口課長

設計後の負担につきましては、基本的には建物はリースでございまして、リース会社のほうの費用負担ということになります。

○川上委員

これは、方式としてはPFIになるんですか。

○穎田支所市民窓口課長

PFIとは違います。

○川上委員

何になるんですか。

○穎田支所市民窓口課長

方式といたしましては、リース方式でございまして。

○川上委員

わかりました。これはもういいです。

次は、生活困窮者自立相談支援等業務委託料について、これは今までやってきた事業だと思えますけど、継続ということを出ているんでしょうか。

○生活支援課長

事業は継続で出しております。

○川上委員

今度、これが追加で出てくるというのはどういうことなんですか。

○生活支援課長

昨年は単年度の契約でございましたので、今回、2年間の契約を見込んで、公募型のプロポーザルをいたしますので、改めて債務負担行為を計上しておるものでございます。

○川上委員

現在、委託を受けているところはどこですか。

○生活支援課長

福岡ソフトウェアセンターでございまして。

○川上委員

どういう体制で、実績というか、どんなふうですか。

○生活支援課長

体制でございまして、まず主任相談支援員、それが、相談室を包括管理する担当をしております。資格としては、精神保健福祉士と社会福祉士の資格を有しております。それから、キャリアコンサルタント、これは就労支援員になりますけれども、それからあと1人相談員、もう1人が家計相談支援員、今、計4名で業務を行っております。

○川上委員

2カ年にするというのはどういう考え方でしょうか。

○生活支援課長

本来なら、この相談というのは短期で終わるものではございませんので、長期的に継続して支援が必要だと考えております。それで、受託業者、相談員等がころころ変わるようであれば、やはり相談者のほうも安心ができないものだと考えております。できれば長期でということで、継続の契約をとということで、こういう2年契約で計上をさせていただいております。

○川上委員

相談の方で、長く繰り返し相談をされている人がおられるというような答弁だけど、何年ぐらいが一番多いですか。

○生活支援課長

何年というのは、はっきり私のほうも把握はしていないんですが、数カ月というのはもう何件もある話でございますので、例えば、家計相談で言いますと、まず状況をお尋ねしまして、それから家計管理、いろいろな支出等を聞き出しまして、そして改善までの道のりというのはしばらくかかりますので、それが年度を越えてしまうことになると、そこでまた途中で、業者さんが変わるような形になろうかと思えます。ですから、そこら辺、数カ月、半年、1年というような長期スパンという方は多数いらっしゃるというふうに把握しております。

○川上委員

何人ぐらいおられますか。

○生活支援課長

今年度の相談者数でよろしいでしょうか。今年度が4月から9月までの相談者数で、128名の相談者となっております。

○川上委員

その128人が、1年前後して、相談をしているということですか。

○生活支援課長

この相談は、まずアセスメントをしてから、プランを立てる方、立てない方といらっしゃいます。中には、もう途中でもういいやというような方もいらっしゃいますので、全ての方が長期的なプランを立てて支援をしていくというような形にはなっておりません。

○川上委員

いや、ですから私の質問は、なぜ2年間に変えたのかと聞いたんです、最初に。そうしたら1年くらいかかる人がいるからという答弁でしょう。把握していると言われたでしょう。何人ですかと聞いたら128人と言うから、128人全員がそうかなと思って聞いたら、そうではないという答弁であったので、ではその1年くらいかかっている人は何人ですかというふうに聞いたんです。わかります。

○生活支援課長

申しわけありません、今、プランの相談から終結までの期間の集計表を持ち合わせておりません。それで、今ここで、平成30年度で言いますと、プランを作成した件数が、これは長期的になります、これが、時期に長短ございますけれども、プランを作成して継続的に支援をしていく方が、128名中56名でございます。

○川上委員

これは、市のほうからの問題意識で2年にしたのですか。それとも、ソフトウェアセンターのほうの問題意識で2年に変更するんですか。

○生活支援課長

当初お話ししましたように、やはり相談というのは継続的に相談することが理想的というふうに考えましたので、うちのほうで2年契約というような形で提案させていただいております。

○川上委員

本来、この事業は福祉事務所、生活保護課の中で対応すべきことではないかなというふうに思うんです。しかも専門的に、そうしたことに相談に乗っていただける方というのは経験もあるし、いろいろな資格を持っているし、力もあるという方々で構成されているだろうと思うんです。そういう方々は、本来は福祉事務所のほうでスタッフになっていただいて、生活保護と行政と直接リンクする形で、実際はリンクせざるを得ないわけですから、やることのほうが望ましいのではないかと。とすれば、集団的な仕事の仕方になるから、1年とか2年とか3年とかいうふうに悩む必要はないのではないかと。私はもともと、こういう重要な仕事については、一定期間の長期の安定的な仕事ができるような体制をつくるのが望ましいだろうと思います。以上で質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は今回、一般会計補正予算については、反対の立場で討論をします。災害後の9月定例会、12月定例会ということで、非常に重要な予算が計上されています。例えば、私がいちの一番にやっぱり着目するのは、学校教室にエアコンを設置するという、国の補助金があるとはいえ、思い切った予算計上があることについては敬意を表したいというふうにも思うわけです。ただ、その実施に当たって、タイミングを逸してきたのではないかとということもあるんです。国の補助金を待っているがために、来年の夏という、いわば期限があるのに、間に合わないかもしれないという事態を生み出しているのは、やっぱり市並びに教育委員会の責任ではないかと。これは、今から回復できないことではないので、先ほどから求めているように、力を尽くしていただきたい。私も力を合わせたいと思うわけです。それからもう1つ、これはということ言えば、自治公民館の助成100%と。これはすごいことだと思います。国は、自分以外は全部私人扱いですから、個人扱いですから、地方公共団体であろうと、民間であろうと、きちんとした資産形成、財産形成になるようなことではいけないなどといって、まともな個人補償をまだしていない状況がある中で、地方公共団体が、災害にあったからというだけでなく、これからの防災、事実上の最も頼りになる避難所としての公民館を、危険なところを排除して市が全面的に応援するという立場に立ったのは、大きな決断だと思います。そういうふうな重要な予算計上があるんだけど、私が残念ながら反対せざるを得ないのは、筑豊ハイツについて、経過が不透明な部分があり、そして見通しが見えない。今回、突如として計画変更というのも出ているということについては、全体として、今、市が15億円の財政出動を考えている中で、余りにずさんではないかと思うので、これだけを削除してもらおうということができない状況の中では、予算全体について、先ほど言ったように、積極面を非常に成果として評価しつつも、反対せざるを得ないということでもあります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 04

再開 13 : 09

委員会を再開いたします。

次に、「議案第104号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

「議案第104号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の5ページをお願いいたします。本条例案は、公職選挙法施行令等の改正に伴い、関係規定を整備するため改正するもので、主な改正点としましては、2点ございます。

まず、1点目が、公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされ、条例で定めるところによりそのビラの作成について無料とすることができることとされたため、選挙運動用ビラ作成の公費負担に係る規定を追加するものでございます。この選挙運動用ビラの主な制限につきましては、サイズはA4版以内、頒布方法は、選挙事務所、個人演説会、街頭演説での配布のほか、新聞折り込みによる配布が認められており、作成枚数については、議員は4千枚、市長は1万6千枚までとなっております。

2点目が、公職選挙法施行令の改正により、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、本条例に規定する限度額を改めるものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。新旧対照表にてご説明申し上げます。表の左側が「新」で、右側が「旧」でございます。まず、条例第1条、第2条、第3条、第4条において、「選挙運動用ビラ」の追加に伴う文言の追加、引用条文の整理を行うものでございます。

次に、7ページ一番下になりますが、第4条第1項第2号のアにつきまして、選挙運動用自動車の借入れ単価を「1万5300円」を「1万5800円」に改めるものでございます。

続きまして8ページをお願いいたします。イにつきまして、選挙運動用自動車の燃料単価を「7350円」を「7560円」に改め、第3号に選挙運動用ビラの作成単価を追加し、第3号を第4号に改め、選挙運動用ポスターの作成単価を「510円48銭」を「525円6銭」に改め、加える額を「30万1875円」を「31万500円」に改めるものでございます。

次に、第5条は公費負担の限度額を規定しておりますが、第2号に選挙運動用ビラの作成の限度額を追加し、第2号を第3号に改めるものでございます。

最後に、9ページになりますが、施行期日を公職選挙法の施行期日と同じく平成31年3月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第104号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第104号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

「議案第106号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。議案書の12ページをお願いいたします。本条例は、本市の特別職の非常勤職員に対し、報酬及び費用弁償を支給するための条例でございますが、各種選挙における投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人につきまして、途中で交代する等の事情が生じた場合に交代制で従事できるよう改めるものでございます。

それでは、14ページをお願いいたします。新旧対照表にてご説明申し上げます。表の左側が「新」で、右側が「旧」でございます。第2条関係の別表を改めるものでございます。

まず、「投票所の投票管理者」でございますが、報酬の額を日額「1万2600円」を「1万2600円」にただし書きとして、事務に従事した時間に応じた報酬額の算出方法を追加するものでございます。同様に、「期日前投票所の投票管理者」、「投票所の投票立会人」、「期日前投票所の投票立会人」につきましても、報酬の額の日額に、ただし書きとして、事務に従事した時間に応じた報酬額の算出方法を追加するものでございます。最後に、表の下の部分の附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第106号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第106号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、案件中、「議案第129号」から「議案第141号」の13件については、関連があるため、一括議案といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは、関連がございますので、まず、「議案第141号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

追加議案書の3ページをお願いいたします。本年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するため本案を提出するものでございます。まず、本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容としましては、「月例給の増額改定」と「勤勉手当支給月数の増」でございます。月例給につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を平均0.2%引上げる内容でございます。また、勤勉手当については、支給月数を年間0.05月分、引上げることでございます。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。9ページをお願いいたします。表の左側が「新」でございます。飯塚市職員の給与に関する条例(第1条関係)で、平成30年度分の改正事項でございます。まず、第21条第1項では、宿日直手当の額を、国に準じ、200円引き上げまして、4400円とするものです。次に、第



29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合につきまして、正規職員は100分の90を100分の95に、再任用職員は100分の42.5を100分の45に、それぞれ改定するものでございます。次に、附則第18項でございますが、これは、現在55歳以上の課長級以上の職員の勤勉手当を1.5%減額いたしておりますので、勤勉手当の支給率改定に伴い、減額対象額に乗じる割合を改正するものでございます。

別表の行政職給料表につきましては、このページから13ページにかけて掲載しておりますが、昨年同様、若年層に手厚いものとなっておりますが、平均的には0.2%増額する内容となっております。

そのまま13ページの中段から下をご覧くださいますと、第2条関係で、平成31年度からの改正事項でございます。まず、第7条第2項では、給与から控除できる項目を定めておりまして、市有土地の貸付料を控除できるようにするものです。

次に第26条では期末手当につきまして、これまで、12月期の方が率が高かったのですが、正規職員では100分の130ずつ、また、再任用職員では100分の72.5ずつの同率とするものです。

また、次のページの第29条では勤勉手当につきまして、平成31年度以降の支給割合を規定するものでございます。年間の増額0.05月分を6月期と12月期の2回に分けて、正規職員で100分の92.5ずつ、また、再任用職員では100分の43.75ずつに改正するものでございます。

次の附則第18項につきましては、先ほどと同様の趣旨で改正しております。最後に14ページの一番下の「附則」ですが、施行期日について、改正条例第1条の月例給、給料表の改定については、平成30年4月1日から、また、勤勉手当については、平成30年12月1日にそれぞれ遡り適用することとしております。また、期末・勤勉手当支給割合を同率とすることについては平成31年4月1日からとしております。なお、今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数につきましては、12月1日現在で、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて、対象者は給料の増額分は716人、勤勉手当が826人となります。また、一人当たりの影響額といたしましては、12月1日現在で、対象者の内、正規職員の平均で申しますと、月額給料は約705円の増、勤勉手当については約2万3555円の増となっております。

以上、簡単でございますが議案第141号の補足説明を終わります。

#### ○財政課長

続きまして、「議案第129号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」から「議案第140号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、「追加提案分」と記載しております「平成30年度補正予算資料」により説明いたします。

3ページをお願いいたします。ただいま条例改正の議案の説明がありましたが、今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国家公務員の給与改定が行なわれたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するもので、一般会計で2822万9千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を664億1148万6千円としようとするものでございます。また、11の特別会計のうち今回補正をいたします7つの会計で303万4千円を追加いたしております。企業会計では、4つの会計で249万7千円を追加いたしております。合計で3376万円を追加するものでございます。

次の4ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、その主なものについてご説明いたします。まず、歳入からご説明いたします。分担金及び負担金の各負担金につきましては、給与改定に基づく事務委任および派遣職員にかかる負担金の追加をいたしております。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を2813万8千円追加いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。一般会計・特別会計の人件費につきましては、給与

改定に伴う経費を総額で2843万2千円追加いたしております。次の国民健康保険特別会計から6ページの学校給食事業特別会計までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正をいたしております。

6ページをお願いいたします。公営企業会計の水道事業会計から7ページの市立病院事業会計の4つの会計につきましても同様の理由により補正をいたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第129号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」、「議案第130号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第131号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第132号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第133号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第134号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第135号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第136号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第137号 平成30年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第138号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第139号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第140号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第141号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上13件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案13件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「菰田・堀池地区活性化基本方針の策定について」、報告を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

菰田地区につきましては、平成22年4月に策定しました「都市計画マスタープラン」において、飯塚地区、新飯塚地区とともに本市の中心拠点とし、平成29年1月に策定しました「立地適正化計画」において、菰田地区は、「居住誘導区域」とすると同時に「都市機能誘導区域」としており、特にJR飯塚駅とその周辺は、中心拠点の1つとして位置づけております。

菰田地区の活性化につきましては、現卸売市場の移転が核となることから、平成29年12月の市場関係者との飯塚市地方卸売市場等施設整備に関する合意により、事務に取りかかり、地元の方に「JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会」を設立いただき、提言を受けておまして、今回、活性化基本方針を策定いたしました。

基本方針策定にあたりましては、従来、飯塚駅周辺を菰田地区と表現しておりましたが、卸売市場の水産物部や花き部は堀池であり、地元の方のご意見を踏まえまして「菰田・堀池地区活性化基本方針」としております。

それでは、資料をお願いします。1枚目の表紙の次に目次がございます。この基本方針は、ご覧のとおり8項目からなっております。

次の1ページをお願いします。1. 菰田・堀池地区活性化基本方針策定の目的については、後段に記載のとおり、本書は、今後の菰田・堀池地区のまちづくりの指標となる基本的な考え方を示すものとしております。

次の2ページから7ページまでに、2. 菰田・堀池地区の現状について、8ページでは、3. 菰田・堀池地区の課題について、9ページから12ページまでに、4. 菰田・堀池地区活性化基本方針に関連する上位計画について、記載しております。13ページでは、5. 菰田・堀池地区における課題への対策についてとしまして、菰田地区、穂波地区及び徳前地区の住民で構成されました「JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会」からの提言書を掲載しております。

次の14ページからは、6. 菰田・堀池地区のコンセプトについてとしまして、15ページまでに、飯塚市都市計画マスタープランにおける菰田地域と堀池を含みます穂波地域の地域別構想を掲載し、16ページに「菰田・堀池地区のまちづくりの方針」として基本方針を掲載しております。

方針としましては、菰田・堀池地区の活性化を実現するため、子育て世代から高齢者世代まで多くの人々が集い、新たな活力が育まれるまちを目指すこととし、将来にわたって飯塚市の中心拠点の一翼を担い続けられるよう、多様な都市機能の誘導を図り、賑わいと潤いが生まれ、快適な生活を営む場を創出することとしました。

次の17ページにまちづくりのコンセプトを掲げておりまして、主題のコンセプトを「交通ネットワークを活かした賑わいのある拠点づくり」と定め、副題としましては、3つのコンセプトを掲げまして、1つ目が「地域の利便性向上につながる賑わいの場」、2つ目が「みんなに開かれた潤いの場」、3つ目が「新しい暮らしが生まれる集いの場」としております。

次の18ページでは、7. 菰田・堀池地区の空間づくりにあたっての配慮事項としまして、JR飯塚駅の交通結節機能の強化、飯塚市地方卸売市場の移転後の敷地を活用したまちづくり、長期未整備となっている都市計画公園の再配置、JR飯塚駅と飯塚市地方卸売市場敷地間の回遊性向上、恵まれた広域公共交通軸を活かした都市連携の拠点づくり、民間活力の積極的な活用の6項目を掲げております。

最後の19ページでは、8. 菰田・堀池地区の活性化の実現に向けてとしまして、菰田・堀池地区の活性化を実現するために、検討を進める項目として、JR飯塚駅周辺の再生を進め、近隣市町や他の拠点との連携を図りながら、都市機能の維持・誘導と合わせて定住の促進を図ること。飯塚市地方卸売市場敷地は、飯塚市の中心拠点としてふさわしい都市機能の誘導を図ること。まちづくりにあたっては、良好な景観や環境となるよう工夫し、飯塚市地方卸売市場敷地のみならず周辺地域の魅力の向上に取り組んでいくこと。都市機能の整備・誘導にあたっては、民間活力の積極的な活用を図ることの4項目としております。

以上、簡単ではございますが、菰田・堀池地区活性化基本方針についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穎田地区の市外局番変更について」、報告を求めます。

○総合政策課長

穎田地区の市外局番変更について、正式に変更に向けた作業を進めてまいりますので、その概要についてご報告いたします。資料の1をお願いします。1の取組概要にも記載いたしておりますとおり、穎田地区の市外局番の見直しは、平成18年の合併当初からの課題でありまし

た。合併当初は、インターネット環境の設備の関係で、多額の費用がかかることもあり、見直しができない状況でありました。その後、平成26年度に光通信が颯田地区で整備され、その課題が解消したことから、資料の2の主な取組の経過に記載していますとおり、平成29年より、再度、地元自治会長会、商工会との協議をはじめております。本年9月には、地元自治会長会、商工会颯田支所との共催により、地域説明会を開催し、さらには説明会資料を全戸配布して意見の聴取を行いました。説明会での参加者アンケートの結果では、資料に掲載しておりますが、約9割の方から、市外局番の変更について問題ないとのご意見をいただいております。また11月に開催されました颯田地区の自治会長会においても、市外局番の見直しを進めることへの同意をいただいております。このような状況を踏まえ、本市といたしまして、正式に市外局番変更の手続きを進めていくものです。今後のスケジュールにつきましては、2ページの4今後のスケジュールに記載していますとおりとなります。

また今後の手続きにおきましては、下4桁の番号が変わらないこと。局番変更の周知。などの課題がありますので、今後とも地元自治会長会、商工会、総務省、NTTをはじめとした関係機関と、今後も協議を行いながら進めてまいります。

以上簡単ではございますが、颯田地区の市外局番変更について報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います

次に、「平成30年7月豪雨による被害状況等について」、報告を求めます。

#### ○防災安全課長

平成30年7月豪雨による災害状況について、8月に開催された4常任委員会へ提出後の状況について報告いたします。報告につきましては、内容等が変更した部分のみとさせていただきます。

まず、1ページの災害被害状況ですが、人的被害重傷2名は変更がございません。その下の軽傷3名は8月の報告以降に判明しております。その下、住家被害以降についても被害数が増えた部分に下線を付けております。なお、変更被害数については、すべて増加しております。また、下段にある災害対策本部の日付等を追加しております。

2ページの浸水等自治会別被害状況は、1ページの住家被害・非住家被害数の自治会別内訳となっております。

3ページの平成30年7月豪雨災害による被害総額は、公共施設・農林関係・商工関係・その他の4つの被害額で、一番下に被害総額24億3579万1千円となっております。なお、個人住宅の被害額については、把握することができませんでした。

4ページ、警報発令状況一覧、5ページ、災害避難者報告、6ページから7ページ、行動記録については、変更ございません。

8ページの降雨量及び水位等調べは、数値の変更はございませんが、氾濫危険水位の5.4メートルを超過した6日、16時から21時までの水位に網掛けをしております。

9ページの被災者救済制度執行状況は、表の右側に件数・金額・数量等を加えております。また、一番下の欄に「利子補給交付について」が追加となっております。

10ページの各排水機場等運転開始時間及び開始水位・市営住宅一時入居者は、一番下の表、市営住宅一時入居状況一覧表の太線で囲った11月30日現在を追加しております。

11ページの災害ごみ・消毒・し尿処理状況は、前回報告時に7月の日付順に報告していましたが、その後11月までございますので、月単位の表で報告しております。なお、今回の災害に対し飯塚市へ来て頂いた応援団体について、自治体名で記載しております。

12ページのボランティア関係は変更ございません。

13ページの災害義援金等調べについては、まず飯塚市の被災者に対し、民間協会等の団体・個人・官公庁から送られてきた義援金等の合計1035万5134円、飯塚市に対し、官公庁から送られてきた見舞金60万円、各法人から送られてきた経口補水液などの義援品となっております。被災者に対する義援金の配分金額については、人的被害で3か月以上の治療を要する方には42万5千円、3か月以内の治療を要する方には25万5千円、半壊1世帯あたり42万5千円、床上浸水1世帯あたり8万5千円と飯塚市災害義援金等配分委員会にて決定し12月7日より交付を開始しております。

14ページの災害見舞金交付件数は、件数の右横に交付した金額の合計を追加しております。

15ページの総合相談窓口受付集計は、変更ございません。

16ページの7月豪雨検証会の総括は、1の(3)、4の(2)に、災害対策本部と関係機関の連携等を追加報告としておりますが、この総括で報告しております7月豪雨の教訓などについては、今後、地域防災計画や訓練等に反映させていくこととしております。

以上、簡単ですが報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。